

重要事項説明書（電気）

この説明書は、当社の電気をご契約いただく際に注意が必要な重要事項について記載したものです。契約をご希望の場合は、下記内容を十分にご確認・ご理解いただいたうえでお申し込みください。なお、契約の詳細については、当社ホームページ等で公開しております電気需給約款でご確認ください。

1. 契約のお申し込み

- ・お客さまが電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめ電気需給約款の内容を承諾のうえ、当社ホームページ等よりお申し込みいただきます。
- ・お申し込みに当たっては、別表1に定める会社のガスを使用されていること、もしくは使用される予定であることが条件となります。

2. 契約の成立

- ・需給契約は、お客さまからのお申し込みを当社が承諾したときに成立いたします。
- ・当社のガス料金や電気料金等を支払期限日を過ぎてもお支払いいただけていない場合など、契約のお申し込みを承諾できない場合があります。

3. 需給開始日

- ・需給開始日は、原則として以下のとおりとし、契約手続きが完了した後に当社所定の方法によりお知らせいたします。
 - ①他の電力会社から当社へ切替えられる場合
 - ・需給契約が成立し所定の手続きが完了した日以降に到来する最初の検針日
 - ②転居等により新たに使用開始される場合
 - ・入居日などお客さまがご希望される日

4. 供給電圧および周波数

- ・供給電圧は100ボルトまたは200ボルト、周波数は60ヘルツといたします。

5. 電気料金

- ・電気料金は別表2の料金表に基づいて計算いたします。

6. 使用電力量および料金計算方法

- ・使用電力量の計量は、一般送配電事業者が行います。
- ・料金の算定期間は、前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を1か月とし、一般送配電事業者から受領した使用電力量に基づき料金を計算いたします。なお、

電気の需給を開始した場合や需給契約が消滅した場合等は、日割計算をいたします。

7. 電気料金等のお知らせ

- ・当社は、お客さまの使用電力量や料金請求額等を、原則、当社のWeb会員サイト「マイ広島ガス」にてお知らせいたします（ガスの使用量や料金のお知らせとは別日となります）。
- ・本サイトのご利用には所定の登録が必要となります。

8. 電気料金のお支払い方法

- ・電気料金は、口座振替またはクレジットカード払いの方法により、お支払いいただけます。ただし、電気の需給開始後、手続きが完了していない場合等、払込みの方法でお支払いいただく場合があります。
- ・ガス料金と電気料金のお支払いは、同一の方法（同一口座もしくは同一クレジットカード）とさせていただきます（当社が指定する広島ガスプロパングループの会社を除く）。

9. お客さまからのお申し出による契約の変更・解約

- ・料金プランの変更や引越し（転居）等により需給契約の解約を希望される場合は、当社の問合せ窓口までご連絡ください。ただし、他の電力会社への切替えを希望される場合は、当該電力会社へご連絡いただき、当社への解約の連絡は必要ありません。

10. 当社からの契約の変更

- ・当社は、一般送配電事業者の託送供給等約款や関係法令等が改正された場合や電気料金を改定する場合など、電気需給約款を変更することがあります。この場合、お客さまへの供給条件は、変更後の約款によるものとなります。なお、約款の変更はあらかじめ当社のホームページ等でお知らせいたします。
- ・約款の変更に伴う供給条件の説明、契約変更前および契約変更後の書面交付は、当社のホームページに掲載する方法その他当社が適当と判断した方法により行います。

1 1. 契約の解約

- ・お客さまが、電気料金を支払期限日までに支払われていない場合、翌月の電気料金に合算して請求させていただきます。
- ・さらにお客さまが、合算した2か月分の電気料金を支払期限日までに支払われていない場合、当社は事前に通知をしたうえで、原則、需給契約を解約させていただきます。

1 2. 供給設備に関する工事費用等

- ・お客さまが新たに電気を使用される場合や契約容量等を変更される場合などで、これに伴い供給設備の工事等が発生する場合、その工事費等については、お客さまにご負担いただきます。

1 3. 電気の需給に関するお客さまのご協力をお願い

- ・電気需給に当たり、一般送配電事業者が定める託送供給等約款に規定された以下のような事項について、お客さまにご協力をお願いする場合があります。
 - ①電気工作物の確認や検査等のため、お客さまの土地・建物に立ち入らせていただくこと。
 - ②お客さまの電気の使用が、他のお客さまの電気の使用を妨害している、または妨害する恐れがある場合、お客さまの負担で必要な設備を施設していただくこと。

1 4. 調査・保安に対するお客さまのご協力をお願い

- ・一般送配電事業者または登録調査機関は法令により、お客さまの電気工作物が技術基準に適合しているかどうかを調査いたします。この場合、必要があるときには電気工作物の配線図を提示していただきます。
- ・お客さまの電気工作物に異常や故障が発生した、または発生する恐れがある場合、一般送配電事業者へ連絡していただきます。

1 5. 他の電力会社から当社へ切替えられる場合の注意点

- ・他の電力会社から当社へ切替えられる場合、他の電力会社との契約条件により、お客さまに解約金等の不利益事項が発生する場合があります。当社とのご契約の前に、他の電力会社との契約内容を十分にご確認ください。

1 6. 当社Web会員サイトへの登録のお願い

- ・当社は、料金請求額等を、原則、Web会員サイト「マイ広島ガス」にてお知らせいたしますので、当サイトへの登録をお願いいたします。

【マイ広島ガス 登録先】

- 広島ガスの都市ガスを使用されているお客さま
<https://www.hiroshima-gas.co.jp/members/>
- 広島ガスプロパングループのプロパンガスを使用されているお客さま
<https://www.hiroshima-gasp.co.jp/members/>

1 7. お支払い方法についてのお願い

- ・ガス料金と電気料金のお支払いは、同一の方法（同一の口座もしくは同一のクレジットカード）とさせていただきます。このため、ガス料金を払込みの方法でお支払いいただいている場合は、口座振替またはクレジットカード払いへの変更をお願いいたします（当社が指定する広島ガスプロパングループの会社を除く）。
- ・また、口座振替でお支払いいただく場合、ご利用可能な金融機関は別表3のとおりです。当社のガス料金を、別表3以外の金融機関で口座振替によりお支払いいただいているお客さまは、金融機関の変更が必要となりますので、所定の手続きをお願いいたします。

1 8. 当社からのお知らせ方法について

- ・当社は、各種のお知らせを、EメールやSMS（ショートメッセージサービス）などによりお知らせする場合があります。

小売電気事業者

事業者名：広島ガス株式会社

住 所：広島県広島市南区皆実町2丁目7番1号

登録番号：A0822

問合せ先：広島ガスお客さまセンター

電話番号：0570-002-888

（ナビダイヤルをご利用になれない場合：082-251-2176）

受付時間：8：50～17：30

（土・日・祝日・年末年始（12/31～1/4）・5/1 除く）

別表 1. ガス契約が必要な会社

会 社 名
広島ガス株式会社、広島ガスプロパン株式会社、 広島ガス北部販売株式会社、広島ガス西中国株式会社、 広島ガス東部株式会社、広島ガス可部販売株式会社、 広島ガス呉販売株式会社、広島ガス中央株式会社、 広島ガス三原販売株式会社、広島ガス東中国株式会社、 広島ガス三次株式会社

別表 2. 料金プラン

1. 料金プランの種類

料金プランは次のとおりとし、いずれかのプランを選んでいただきます。

料金プラン	エコプランM、エコプランL
-------	---------------

2. プラン内容

(1) 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、最大容量が6キロボルトアンペア未満であること。

(2) 料金

料金は、料金表により計算された料金（燃料費等調整額を含む）と再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(3) 特徴

当社が供給する電気は、当社が非化石証書等を利用することで、実質的に再生可能エネルギー由来とみなされ、電気のCO₂排出量を実質的にゼロといたします。ただし、非化石証書の調達状況等により、CO₂排出量が実質的にゼロとならない場合があります。

(4) 料金表

① エコプランM

区 分		単 位	単 価
最低 料金	最初の15kWhまで	1契約	622.91円
電力量 料 金	15kWh超120kWhまで	1kWh	32.09円
	120kWh超300kWhまで		39.51円
	300kWh超		41.63円

② エコプランL

区 分	単 位	単 価
電力量料金	1kWh	38.17円
最低月額料金	1契約	1,844.70円

※①②とも単価には消費税等相当額を含みます。

別表 3. 口座振替で利用できる金融機関

金 融 機 関 名
三菱UFJ銀行、三井住友銀行、広島銀行、もみじ銀行、 ゆうちょ銀行、広島信用金庫、呉信用金庫、広島県内の 農業協同組合（JA）